

〔書評〕

村田雄二郎 編『リベラリズムの中国』

(有志社、二〇二一年)

光田 剛

—

「中国には数千年来の専制が根づいているので、中国には民主主義は適していない」という意見に出会うことがある。評者は言い返す。清代以来、中国の人たちは自発的結社を作り、自分たちで自分たちの問題を解決しようと図ってきた。清末の都市では、経済的發展を背景にして、同郷団体・同業団体の活動が活発になり、それらが連合してたとえば商会のような業界団体を構成していた。これらの団体は、都市の自治の一端を担っただけではなく、五四運動（山東半島利権回収運動）のように全国的に展開された近代的政治運動を支えもした。省レベル以下では清末から一九二〇年代まで地方議会の活動が活発で、地方の問題を自治的に解決しようとし、ときには軍人支配を押しつけてこようとする中央政府の動きに対抗した。省議会による地方自治が成功したとは必ずしもいえないかも知れないが、少

なくとも湖南省では十分にリベラルな省憲法を制定するところまで行ったし、広東省では女性参政権も実現している。意外かも知れないが、孫文・国民党の「お膝元」であるはずの広東省では、孫文の生前には、リベラルに運営される省政治の前に、国民党の勢力は限られた影響力しか持つことができなかったのである。都市社会の成熟はリベラルな知識人層と世論とを生み出した。その活動は、一九四六年制定（実施は翌年）の中華民国憲法の内容にも十分に反映しているし、それどころか、中華人民共和国成立時の基本法となった一九四九年の人民政治協商会議の「共同綱領」にも反映しているのだ、と（以上、岸本美緒『明清交替と江南社会』東京大学出版会、虞和平『商会与中国早期現代化』東大図書公司、張玉法『近代中国民主政治發展史』東大図書公司、野口鐵郎（編）『結社の世界史2 結社が描く中国近代』山川出版社、吉澤誠一郎『天津の近代』名古屋大学出版会などによる）。しかし、中国近代史研究者にとってもはやあたりまえの事実となったこれらのことを私が述べても、肯定的にせよ否定的にせよ反応は返ってこない。「中国は昔は皇帝専制の国、いまは共産党独裁の国」という観念の強固さを評者は実感することになる。

この本は、そうやっていまでは忘れられてしまった中国のリベラリズムの苦闘を正面から取り上げて、「民族革命」とも「社会主義的近代化」ともちがう新たな歴史像と中国イメージを提示しようとする試みである（村田雄二郎「序章」二頁）。

二

本書は、編者を代表として二〇〇五年に発足した「中国近現代リベラリズム研究会」の六年間の活動を基礎とした

研究成果の集成である（村田「あとがき」三三四頁）。執筆メンバーは中国、日本、韓国、台湾（執筆者の登場順）にわたる文字通りの国際共同研究で、中国から四人、日本から八人、韓国から一人、台湾から二人のメンバーが参加している。

全体は序章と附録・あとがきを除いて一五章から構成され、それが「メディア・学術と自由の空間」、「個人・社会と自由の学理」、「国際関係の中の憲政と自由」、「政党国家と自由主義」の四部に編成されている。

まず、順にその内容を簡単に紹介し、コメントを加えていく。

(1) 第一部 メディア・学術と自由の空間

ここでは、マスメディア、教科書といった「メディア」と自由の問題、そして学術研究と自由の問題が分析される。第一章は章清（復旦大学）「公共輿論」——中国自由主義の表現と実践——である。清末から民国前期にかけて中国にはさまざまなマスメディア（新聞・雑誌）が登場した。著者は、マスメディアの成立と「公共輿論」の成立とは別であるという観点から、マスメディアの執筆者である知識人がどのように「公共輿論」の形成にかかわったかを分析する。著者によれば、嚴復・胡適などの知識人は、メディアを通じて「公人」の形成に積極的に関わろうとした。具体的には、さまざまな圧力に抗して、政治的意見を発表し、読者に政治に対してどのような意見を持てばいいかを指し示そうとした。しかし、マスメディアが普及してくると、「公共論壇」を自称するメディアは政治から距離を置くとうし始める。じつは、政治に対して積極的に発言した（「人権論争」では国民政府に対して体を張って自由を擁護した）胡適でさえ、学術・思想を論じることを政治を論じることより優先する考えを持っていた。それは知識人が思

想の政治に対する優越性を確信していたからだが、同時に、その「非政治化」を表す事実でもあったのではないか。そして著者は問う。「明確な政治的主張のないものを「公共」と呼べるのかと」(三三三頁)。

著者の問題意識は十分に理解できる。しかし、社会が成熟してくれば、政治的メディアの「非政治化」が起こるのはこの時期の中国に限ったことではなく、むしろメディアにとっては普遍的な現象である。たしかに、「思想」が政治に優越するという信念は、リベラリズムの枠を越えて、たとえば毛沢東などにも共有されているようで興味深い。けれども、メディアの「非政治化」は必ずしも中国の「公共輿論」特有の現象とはいえないのではないか。なお、三〇頁に引く胡適の発言は、(これ自体にはたとえば魯迅の「革命時代の文学」と共通する問題意識が見られて興味深いのだが) いわゆる『自由中国』事件で胡適派(台湾での中心人物は雷震)の言論が蒋介石の政治権力と衝突して敗れた際のものであり、明らかにこの弾圧事件を意識して述べられたもので、胡適のたんなる「晩年のある講演」として引用するのは適当でないと評者は考える。

第二章は本書の編者であり研究会代表でもある村田雄二郎(東京大学)による「清末の言論空間と新聞」である。著者は、第一章でも分析の対象となった『国聞報』が日本に買収された事件の背景を分析し、一八九八年の戊戌変法から一九〇〇年の義和団戦争に至る時期を舞台に、中国の立憲派と保守派の対立や国際環境がどのように「言論空間」に影響したかを浮かび上がらせている。敵復を中心執筆者の一人とする『国聞報』は、ドイツの膠州湾占領事件に関するスクープ報道をきっかけにロシアと清朝保守派の攻撃にさらされた。対応に苦慮した『国聞報』側は、『国聞報』を日本に買収させることで苦境を乗り切ろうとする。しかしその後も保守派による『国聞報』攻撃は続いた。『国聞報』は粘り強く抵抗したが、最終的には義和団戦争に巻きこまれて停刊に追いこまれた。

本章で印象的なのは、一般に「玉虫色」と評されて評判の悪い直隸総督王文韶（直隸省は今日の河北省に相当、総督は地方長官）の役割である。保守派からの『国聞報』弾劾に対して、王文韶は『国聞報』側の言い分を認め、擁護した。一般に改革派と見なされない清朝官僚のなかに、意識的に立憲派などの改革の動きを擁護しようとする動きがあったことは、この時期の政治史を見るうえで、とくに「清末新政」の前史として、見逃せない点であろう。逆に、義和団側の文人が『国聞報』を日本の手先と攻撃していたことも興味深い（五五〜五六頁）。この時期は、やはりロシアも関係して、韓国（大韓帝国）で独立協会運動が無惨な失敗に終わった時期とも重なる。ロシアと日本の立場、エリート内部の保守派と改革派、保守派と民衆の結びつきなど共通点も多い。なお、本章は中国思想史研究に日本の外交文書を積極的に使用するというアプローチでも注目される試みである。

第三章は孫青（復旦大学）「どのような理想の国民をつくるか」である。清末新政期の教科書に関するジョアン・ジャッジの研究を批判的に継承し、清朝が導入を準備していた立憲制を担いうる「国民」像がどのようなものだったかを論じたものである。民間で作成された教科書は、王朝に支配されるだけの「人民」から、自ら政治に参加する「国民」への変化という意識をもとに、立憲制や科学的知識などを子どもたちに教えることを主眼とする。それに対して、王朝側で、保守派の張之洞の主導下に編纂が進められた教科書は、自ら政治に参加する「国民」という意識を強調せず、儒教的道徳を基礎に据えた教育を目指しているとす。しかし、王朝側の、儒教的道徳を基礎に据える教育も、それだけでは完結せず、厳復の進化論や富強論を応用して記述せざるを得なかった。また、あいだに地方政府版を喜んで対立するように見える王朝と民間の教科書も、執筆者や使用状況を見れば必ずしも対立しているとは限らず、相互に交流があることがわかるとする。将来の理想的な国民を育てるために、子どもたちにまず何を教えるか

という点で、王朝に対する行動規範の養成を第一に考える王朝側と、国民の政治参加と科学知識の養成を第一に考える民間とのあいだの対立が印象深く、それだけに、しかし、それが実際には全面的に対立したわけではないという章末の指摘は、清朝最末期の政治思想を考えるうえで重要な問題を衝いていると思う。なお、後に共産党の下で政治を担う主体を意味することばとして用いられる「人民」が、この時代には、王朝の支配を受ける人びとという、まったく政治的には主体的でない意味で使われているという点も興味深い。

第四章は竹元規人（福岡教育大学）「学術と自由——胡適派の学者達の思想と行動」で、主として国民政府による統一（一九二八年）後、抗日戦争全面化（一九三七年）前の状況が分析される。蔡元培と、胡適派とされる傅斯年・顧頡剛の思想と実際の行動、それに当時の大学レベルの学術をめぐる制度が対象である。厳しい時代状況や学者間の対立のなかで、知識人たちが、必ずしもそれぞれの「思想」を「行動」に結びつけられなかったことを明らかにしていく。蔡元培と顧頡剛は学術の自由を優先する「思想」を持ち、傅斯年は学術は社会に貢献すべきだとして、ばあいによっては学術の自由への外部からの干渉を容認する立場だった。しかし、大学院・大学区制度（「大学院」は現在の日本の大学院の制度とは異なり、大学を管理する政府機関である）の導入で、蔡元培は大学を管理し、研究所の統廃合を推進する立場に立った。そして、それに対して研究機関の学術研究の立場から反対したのが傅斯年だった。組織から離れて歴史研究を進める道を選んだ顧頡剛は別にして、蔡元培と傅斯年はその「思想」とは逆の立場で行動したのである。その背景には、満洲事変以後の「国難」による教育予算の緊縮という事情があり、また、学者どうしの人間的対立があった。著者は書く。「もし学者の間に常に相互排斥、学派の紛争があれば、「学術自由」は結局砂上の楼閣に終わることになる」（九七頁）。

大きな「国難」の下で政府機関が大学教育への介入を強める、また、大学知識人の一部が政府機関に入り学術をコントロールしようとするという、とても他人ごととは思えない状況の下での大学知識人の行動、そしておそらくその「思想」の蹉跌が活き活きと描き出されている。ここで問われている問題は、たぶん、この時代の中華民国に限定されるものではなく、もっと普遍性を持つ問題といえよう。それは、じつは、この章に限らず、本書に取り上げられている多くの問題についていえることでもある。

(2) 第二部 個人・社会と自由の学理

ここでは、自由や功利といった概念が、清末・民国期の知識人によって学術的・理論的にどうとらえられていたかが論じられる。

第五章は川尻文彦(愛知県立大学)「自由と功利——梁啓超の功利主義を中心に」である。著者は、明治期日本の「功利主義」の受け入れを日本思想史の業績を参照しつついいねいに跡づけ、その明治期日本の影響を大きく受けた一九〇〇年代(日本亡命期)の梁啓超の「功利主義」観について解き明かす。梁啓超は、当初、加藤弘之のベンサム理解を受けて、ベンサムの功利主義に強い共感を示す。しかし、無教育な人が大多数を占める中国にはベンサムの功利主義は適用できないという「迷い」も同時に抱えていた。日本での井上哲次郎による加藤批判や、その後のアメリカ体験、それに井上や高瀬武次郎による中国伝統哲学の近代的解釈に接するなかで、梁啓超の「功利主義」への批判的な視座が固まってくる。

陽明学や、諸子百家の一人で極端な利己主義を唱えたといわれる楊朱、逆に「兼愛」の利他主義を唱えた墨子など

の「伝統思想」への梁啓超の「回帰」が、じつは、日本の近代的知識人による、近代ヨーロッパ的な方法を用いた中国伝統思想回帰を経て行われている点が興味深い。自ら陽明学者をもって任じた蔣（蔣）介石が、中国が陽明学を忘れていた間に日本が陽明学を實踐して明治維新をなし遂げ、日本を強国にしたと論じるのはこの時代から二〇年も後のことである。この梁啓超の思想の転変を蔣介石が認識していたかどうかは評者にはわからないが、確かに「日本經由の陽明学再評価」というルートは中国思想史のなかにあったのである。そして、それが、同時に、同じく日本經由で受け入れられた功利主義に対する価値判断に大きく影響しているのもまた興味深い点である。

第六章は梁一模（ヤン・イルモ、翰林大学校）「清末における自由の条件——『原富』・『群己權界論』・『政治講義』を中心に」である。なお、取り上げられているのはいずれも厳復による翻訳またはそれに近いものであり、『原富』はアダム・スミスの『諸国民の富』、『群己權界論』はJ. S. ミルの『自由論』の翻訳、『政治講義』はシーリーの *Introduction to Political Science* にもとづく講義案である。厳復はスミスの自由貿易論を受け入れ、清朝の「貿易による富の流出」論を批判した。ミルの『自由論』をわざわざ「社会と自己との権利の境界について」（これ自体は『自由論』第四章のタイトル）を意味する『群己權界論』として訳したことについては、ミルの議論を曲解するものという批判がかつては多かったが、著者はそれに反して「ミルの意図を中国に伝えた「成功した翻訳」という評価に同意している。ただ、社会からの個人の自由を主張したミルに対して、厳復の直面した問題は、中国にはいまだに「社会」が存在しないということであった。また、ミルにとって、宗教と自由の問題に関係するのはキリスト教であったが、厳復は、当時の保守派の自由批判を意識しつつ、儒教に注目した。シーリーに対しては、厳復は議会議制と立憲への願望を強く投影し、外敵からの保護を果たしうる国家を待望するという点に重点を置いてその議論を受け

入れている。

著者が注目するのは、スミス、ミル、シーリーの原著が書かれたそれぞれの時代で、イギリスにおいて「自由」を語る環境が異なっていたということである。スミスの時代には国家による経済的自由への干渉が主要な関心であったが、ミルでは社会による自由の抑圧に関心がある。シーリーは自由放任の時代にあつて国家・政府の役割の再考を主張した。それを厳復はほぼ同時に受け入れたわけである。しかも、厳復がそれを受け入れた環境は、スミスともミルともシーリーとも違っていた。厳復は基本的に「消極的自由」に基本的な価値を見出す自由主義者だったが、それがそのまま通用するのは経済的自由の領域だけであつた。ミルの「社会からの自由」は、一方では中国での「社会」の未成立（と厳復は考えた）、一方では「名教」（名分論儒教）の抑圧という厳復の認識の下に読み替えられた。また、厳復は、国家・政府の役割をより重視したのである。「異なる時代状況の下で書かれた西ヨーロッパの文献を、それとはさらに異なる状況下で受け入れた」ということは、清末の厳復に限ったことではない。その状況の「変換」のなかで自由という概念がどう影響を受けたかについての著者の方法は、他の時代・他の地域の同じような問題を解き明かす上でも示唆的である。

第七章は楊貞徳（中央研究院）による「自由、自治そして歴史——近代中国政治思潮における「個人」論」である。近代ヨーロッパに接したとき、中国の知識人は、その成功が近代ヨーロッパ社会の個人の自由に基づくことを感じ取つた。しかも、ダーウィンの進化的進化論を信じる近代中国の知識人にとって、中国が近代ヨーロッパと同じように成功するために必要なのは個人の自由の確立だった。だが、ここに逆説が生じる。近代中国の知識人が目的にしたのは、中国が近代ヨーロッパと同様の「富強」に到達することだった。個人の自由は別の目的のための「手段」に過ぎなかつ

たのである。そのため、近代中国の知識人は、自由の意味内容を自らの目的に合わせて取捨選択し、また、その目的に適合するように人間性の改造を主張しなくてはならなかった。しかも、単線的進化論を信じていることは、中国の未来像を、「近代ヨーロッパのように成功した国にする」というかたちで先取りしてしまうことにつながり、歴史への視野を狭めることになってしまった。これらのことから、近代中国知識人の「個人」論には大きな歪みが生じてしまった。

ポーコックやバーリンの縦横に議論を援用して進められる本章の内容は、だいたい以上のようにまとめて差し支えないと思うのであるが、じつはこの章は難解で、このまとめには十分な自信が持てない。また、中国知識人の自由論の傾向を大きく把握して論じた論であるが、典拠の明示がやや十分でないように評者には思われた。

第八章は孫宏雲（中山大学）「政治学教科書の中の自由主義——民国時期における大学の「政治学概論」教科書を中心として」である。著者は、まず、民国期（国民政府期、いわゆる「南京の十年」）の主要な大学の政治系で「政治学概論（または政治学原論）」の教科書として広く使われたのは、アメリカのイリノイ大学のガーナーGarnerによる*Political Science and Government*だったことを明らかにする。同書は、自由放任の自由主義にも社会主義にも賛成せず、国家・政府の干渉を積極的に認める自由主義（この時代の「新自由主義」）を主張するものだった。少数の大学では他の教科書も使われ、その著者の立場は多様だったが、国家の干渉を認める自由主義という点では類似していた。国民党「党治」（一党支配）の下で、大学の政治学科で教えられたのは、国家の干渉を積極的に認める型の、当時の「新自由主義」（当然、私たちが今日いう「新自由主義」とは異なる、というより、国家の干渉に対する態度では反対の性格を持つものである）であった。

この時代の国民党の指導者層の発言を読むと、社会のすべてが「三民主義」に覆い尽くされてしまっていたような印象を受ける。戦後台湾での「三民主義」教育の徹底という事実からもその印象は補強される。しかしここには「三民主義」ということばは一度も出てこない。国民党支配下の大学の知の世界は、第四章で論じられたような問題はあるにせよ、思いのほかりベラルであり、一九三〇年代のアメリカの自由主義にむしる適合的なものだったのである。

(3) 第三部 国際関係の中の憲政と自由

民国期中国の政治にとって最も重要な関心の一つは憲政の実現であった。清朝の「立憲」に対して「遅すぎる」と感じた人びとが一九一一年の革命を支持したのであるが、その結果として成立した中華民国は憲法制定に失敗し続け、北京政府期と国民政府期の大部分の時代、中華民国は憲法を持たない国家であり続けた。中国のリベラリストも憲法・憲政に関して関心を持ちつづけた。ここでは、民国時代の憲政、あるいは「法治」の問題を、国際関係との関連のなかで位置づける。

第九章は孫慧敏（中央研究院）「租界の慣習と日本の制度——民国期上海における中国法律師業の二つの起源」である。なお、「法律師」は中国語で弁護士のことであり（現在でも同じ）、著者は、基本的に日本の弁護士制度を受け入れた中国でなぜ「法律師」だけは独自の用語が残ったのかということの一つの起点にして論を展開する。近代上海で中国人が弁護士制度に接したのは租界であり、中国人はイギリス法系の弁護士制度にまず接することになった。ところが、辛亥革命後、中華民国の北京政府が採用したのは日本の弁護士制度だった。これ以後、上海の「法律師」（弁護士）界も日本化し、日本留学経験者が上海律師公会の主流を占めることになった。しかし英米法に親しんだ「法律師」の影

響はその後まで残る。その一つのあらわれが、日本の制度をそのまま受け入れてつくられた検察制度の廃止を目指す運動であった。この運動は、目的を達することはできなかったとはいえ、抗戦期まで持続的に続けられたのである。ここに、英米法系が優越する上海の租界の法律界の影響は残り続けたのである。「法（体系）の継受」だけでは見落とされてしまう法律文化の国際的影響を鮮やかに切り取った論文である。

第一〇章は小野寺史郎（京都大学）「一九二〇年代の世界と中国の国家主義」である。一九二〇年代中国には「国家主義」派と称される一群の政治思想家がいた。この国家主義派は、少年中国学会、青年党などと関係を持ち、また雑誌『醒獅』に結集したグループと同一視されることも多かった。国家主義派、少年中国学会、青年党、『醒獅』派が混同される原因は、これらのグループに結集した人びとが中国共産党と激しく対立したことが影響して研究が遅れていたことにある。著者はその状況に対してこれらのグループ間の関係を整理し、一般的な「レッテル貼り」の誤り・混乱を正していく。著者によれば、まず一九一八年に上海で「少年中国学会」が成立し、一九二二年、「勤工儉学」運動のなかでそのパリ分会が成立する。中国の余家菊が「民族主義的教育（民族性的教育）」を提唱したのに対して、パリの李璜は「国家主義的教育」を主張した。この「国家主義的教育」は大きな反響を巻き起こし、賛成・反対の立場からの議論が寄せられた。少年中国学会の『少年中国』はその多様な議論を共産党の立場からのものも含めて掲載している。他方で、李璜らは、階級専政（独裁）反対、軍閥打倒、「全民政治」の実現を主張して、パリで青年党を組織した。青年党グループも、同じくヨーロッパ留学中の共産党員と論戦を繰り広げた。この両者が、一九二四年、雑誌『醒獅』グループとして合流することになるが、じつはこの時点で『醒獅』グループに属する青年党員はまだ少数に過ぎなかった。だが、『醒獅』も共産党と論争を繰り広げたため、共産党の立場からは、少年中国学会、青年党、

『醒獅』グループが同じものと見られることになり、それが後世の混乱の原因をつくったと著者は主張する。研究史を周到に押さえ、実証を積み重ねた論証には説得力がある。この章は『醒獅』グループの形成で叙述を終わっている。この後の時代に関する著者の研究が待たれるところである。

第一章は中村元哉（津田塾大学）「世界の憲政潮流と中華民国憲法——張知本の憲法論を中心に」である。張知本は一般に国民党系と見られる憲法学者である。国民党は、孫文やその後継者である胡漢民・汪精衛・蔣介石らの議論に見られるように、個人の自由・平等よりも国家・民族の自由・平等が優先するという立場をとっていた。ところが、張知本は、自由と権利が憲法によって直接に保障され、原則として法律によって制限され得ないとする「直接保障主義」の立場に立っていた。この張知本の考えを、国際的環境の影響を一つの軸として論じたのがこの章である。

一九三〇年代の憲政論は、特定の国ではなく、ワイマール期ドイツ、ソ連社会主義、イギリスのフェビアン社会主義、ニューディール期のアメリカなどさまざまな影響を「モザイク」状に受けていた。そのなかで張知本の立場はアメリカ的な権力分立の徹底だった。国民の自由・権利は、行政権の横暴からだけでなく、立法権・司法権による侵害からも守られなければならない。そのための憲法の直接保障主義であり、また、国民大会による立法・行政（+軍）・司法へのコントロールの重視であった。国民大会とは、孫文の国家建設構想（国民政府建国大綱）に見える機構で、国民の政治権力を代表して立法・行政・司法・考試（人事）・監察をつかさどる政府機関（立法院、行政院……）の上に立ち、これを指揮・監督する議会である。国民大会はソ連のソビエト制（「すべての権力をソビエトへ」）を思わせる制度であるし、後に戦後中華民国（とくに台湾）の国民党支配の拠点の一つになるので、国民大会強化論は国民党独裁擁護論と見られることも多いのだが、張知本のばあいはそうではないのである。その際、張知本は、ワイマー

ル期ドイツとソ連の政治を「全民政治」と見て、その機構を国民大会強化論の根拠に使っていたのである。ところが、第二次大戦はその世界の憲政観を大きく変えることになった。ナチス体制の出現を許したドイツとスターリン独裁を可能にしたソ連の制度はモデルとしての地位を失った。かわって、敗戦後の日本（日本国憲法）と西ドイツ（ボン基本法）の憲法が高く評価されることになるが、これらは、立法権や司法権からも国民の自由・権利を保障するという張知本の立場の補強には使えない。その結果、張知本は国民党とともに孫文の獨創性を強調せざるを得なくなる。中国の憲政史を熱心に研究し、精力的に論文を発表している著者の議論は、たとえば「国民大会強化論ならば国民党独裁支持」のような型にはまった観点とは無縁に、この時代を生きた憲法学者の懸命な制度構想の軌跡をよく跡づけている。

(4) 政党国家と自由主義

一九二〇年代半ば以来、中国は政党国家、それも「党国体制」と呼ばれる一党支配の時代に入る。国民党は一党支配を続け、一九四六年によく憲法を制定して複数政党制への道を開いたと見えたすぐ後に内戦に敗北、中国大陸部はやはり一党専政（独裁）の中国共産党の支配下に置かれる。一方の台湾も、一九八〇年代後半に至るまで、民主的な憲法を維持しながらも実際には国民党一党強権支配が続いた。このような「政党国家」に対して、中国の自由主義者はどのように対したか。それがこの主題となる。

第二章は王奇生「個人・社会・大衆・党——五四運動前後の連関と発展」である。五四運動前夜、『新青年』グループのなかで、指導的知識人だった陳独秀・胡適は、個人主義を肯定しつつも、それが独善に陥ることには強い反

対を示した。それは個人に対する社会の優越という認識へと帰結した。また、『新青年』の指導的知識人は、五四「愛国」運動の愛国主義には違和感を感じていた。これらの知識人が関心を持ったのは「国家」よりも「社会」であった。ところが、中国の社会の現状はとても手放しで肯定できるものではない。ここで「社会の改造」が主要な思潮流になる。個人主義的自由主義よりも、社会主義が圧倒的に歓迎され、受容されたのにはそのような背景があった。しかし、知識人は「社会の改造」に対して無力さを感じずにはいられなかった。そこに「党」という方法論が受け入れられることになり、国民党・共産党の隆盛へとつながるのである。

野放図な個人主義を否定することが必ずしも「社会」優先・個人主義否定につながるわけではないことは、たとえばアメリカのリバタリアニズムとロールズのリベラリズム、コミュニタリアニズムの関係を見ても理解できるところである。胡適は、ここでは野放図な個人主義を否定して社会に着目したという文脈で論及されているが、その胡適は一九三〇年代の国民党統治に対して個人の自由と権利を擁護して対抗した。その点で、個人から社会へ、社会から社会の改造へ、社会の改造から社会主義へ、そして「党」へとこういうこの章の整理には一面的すぎるといえる感想も抱く。だが、それは、本稿が鮮やかに時代の一面を活写していることの半面に過ぎないということもできるだろう。

第一三章是水羽信男（広島大学）「一九三〇年代中国における政治変動と政治学者——王造時を中心として」である。王造時は一九二〇年代のラスキに学んだリベラリストで、著者の分類によれば、そのなかでも欧化を方法の中心に据えながら、自由よりも平等の実現を優先する型に属する。この点で、欧化を中心として自由を優先する胡適の思想とは距離があった。一九四九年には、著者が同じ型に分類する羅隆基らとともに大陸に残るが、後の反右派闘争・文化大革命で批判されて孤独な死を遂げた。なお、本評では十分に取り上げられなかったが、この王造時に見られる

ように、「急進」化する前の）ラスキの当時の中国の政治思想界への影響は決して小さなものではなかった。

王造時は、国民党体制の下で、愛国主義が行き過ぎると帝国主義になるとして相対化し、国家の効能を公德心の養成に求めた。また、天賦人權論に反対し、人權をその効能（有用性）から基礎づけようとした。王造時の思想は、個人を起点に、国家も人權もその個人にとって有益かどうかという効能によって考えようという構造を持っていたのである。その王造時は、満洲事変（九・一八）に遭遇した後、国民党に一方支配の停止を求め、それまでと同様に政治の民主化を主張しつづけた。また、一九三三年の反蒋介石運動である福建事変に際しては、共産党とは一線を画しつつも社会主義に近い改革を目指す福建人民政府に参加しようという意向を示した。このように、王造時の中国社会変革への熱意は、満洲事変の衝撃を経て強まっていくのであるが、王造時は変革の主体として民族ブルジョワジーも労働者・農民も信頼することができなかった。そのため王造時の変革論は袋小路へと落ちこんでいくのである。最後に、著者は、一九三〇年代の王造時（十羅隆基）と胡適の対立に触れ、中国の改革に際して自由を優先する（胡適）か平等を優先する（王造時）かという違いが大きな意味を持つに至った構造の解明を今後の課題として掲げる。

本章は、国民政府時代のリベラリズム・リベラリスト研究の第一人者の研究であるだけに、所属集団による機械的な括り（たとえば何という雑誌の主要執筆者だったか、など）や国共対立を軸とした立場の選択で知識人を決めつけるのではなく、一人の知識人の思想に寄り添ってその軌跡を手際よく簡潔にまとめた成果である。

第四章は金子肇（下関市立大学）「知識人と政治体制の民主的変革——「憲政」への移行をめぐる」である。

著者はまず国民党の一九三六年憲法草案（五五憲草）の専制的性格を強調する（この部分は第一章の中村論文と比較して読み進めるとより興味深い）。全面抗戦下で憲政運動が活発になると、自由主義的な知識人はこの五五憲草の

性格を問題視し、非常設の国民大会に対する常設の議会を導入することなどを提案した。これに対して、国民党系の論者も、五五憲草では非議会的な立法機関であった立法院に議会的性格を持たせることを考慮せざるを得なくなる。一九四六年の政治協商会議（四九年の人民政治協商会議とは別）での憲法改正（「修改」）原則では、国民大会を形骸化し、立法院を議会、監察院を権限の弱い議会上院、行政院を内閣、司法院を「司法の独立」の原則による裁判所へと改変して、実質的に欧米的な三権分立制度への変更が意図されていた（ちなみに、この流れのなかで、第一章で見た「国民大会強化は親国民党」という見かたが出てくる）。この動きの中心人物は張君勱である。これに対して、国民党側から行政権強化の強い要求が出され、張君勱は、その一部を受け入れて譲歩しつつ、譲れないところでは抵抗した。しかし、その譲歩にも一定の理由があった。張君勱は、憲政実現後の中国政治を「多党合作」（平たくいえば連立）の政治になると考えており、執行権（行政権）の安定と権力間の抑制均衡を両立させる制度を考えていたのである。その憲法制定実現後の議会政治の実態は張君勱の想定外の展開を見せる。多数党であった国民党が派閥に分解し、しかも派閥も議員を統制できないという状態に陥ったのである。けっきょく、台湾に移った中華民国政府では議会は有名無実化するが、しかし、張君勱の構想を反映する憲法は生命力を失ったのではない。台湾民主化の過程でその理念は息を吹き返し、複数政党制の実現、国民大会の廃止など、張君勱を初めとする自由主義知識人の五五憲草批判以後の理念を土台とした改革が完成するのである。著者は、制度を重視し、その制度と実際の制度運用に携わる人びとの営みとの相互作用を綿密に描き出す研究者であり、この研究にもその特長が遺憾なく発揮されているといえる。また、著者が強調するとおり、張君勱が国共内戦に際して国民党側に立ったというところで張君勱の評価を決めるような人物評価は修正されるべきである。これは、本書で取り上げられる多くの人物について言えることだろう。

第一章は久保亨（信州大学）「戦後中国の経済自由主義」である。抗戦後（第二次大戦後）に刊行された雑誌『新路』の執筆者グループの論調の基調をケインズの影響を受けた「経済自由主義」と捉え、その言論活動の軌跡を追った研究である。『新路』グループは、自由とよりよい社会の実現を求めて、国民党政権の弾圧も恐れずに政府の強権に抵抗し、政治への強い参加意識と責任意識をもって発言し続けた。また、『新路』グループのは、自由主義者であると同時に、強烈な民族主義の持ち主であったことにも著者は注目する。その経済自由主義の内容は、まず自由主義を基本にし、また民主主義を堅持しながら、計画経済的なものを含む社会主義的政策を執行し、社会の改革を進めることであった。グループ内には高度な経済学的議論を展開しうる人材もいたが、全員がそうだったわけではない。そして、「討論」形式の記事では、それぞれの意見・立場の違いが包み隠さず表明されている。自由主義・民主主義と社会の改良を提起しつつ、執筆陣内部の関係もまた民主的なものだったわけである。このグループの主張は、経済的自由主義でありながら、共産党政権初期の「新民主主義」（社会主義への移行過程に位置づけられる進歩的民主主義）とも完全に矛盾するものではなかった。そのため、グループの一部は大陸に残り、ケインズの翻訳その他で中華人民共和国の経済建設に貢献することになる。反右派闘争で沈黙を強いられるとはいえ、その活動は後の「社会主義市場経済」へと引き継がれていく。アメリカや台湾に渡ったメンバーもそれぞれ重要な役割を果たし、一九七〇年代の台湾経済の安定のために太平洋を越えて協力し合ったりしたのである。民国期中国経済史研究の第一人者による本章は、抗戦後知識人の一群の経済民主主義を、その経済的特質を含めて解き明かし、あわせて、民国期と人民共和国期、民国期と台湾中華民国の連続性の一面を知識人の活動から描き出した鮮やかな論文である。

以上、各章の内容紹介とそれに対する評者の論評を記してきた。かなり紙幅を使ったが、それでも取りこぼした論点は多いし、評者の問題関心で選択しているため、偏った紹介になっているところも多いのではないかと恐れる次第である。

三

最後に、本書全体を通した論評を記して締めくくりとしたい。

本書の意義は「中国のリベラリズム」を正面からテーマに掲げた国際共同研究である点である。中国リベラリズムの研究はこれまでももちろん行われてきており、その成果も多く刊行されている。日本に限っても、野村浩一『近代中国の政治文化』（岩波書店、二〇〇七年）や本書の執筆者でもある水羽信男『中国近代のリベラリズム』（東方書店、二〇〇七年）などの業績がある。本書は、その成果を踏まえ、共同研究の利を活かしてその視野を大きく拡大している点にその特長がある。嚴復、梁啓超、胡適といった著名な知識人についても、これまで注目されなかった多くの側面からそのリストにも視野を広げ、また、これらの有名な知識人についても、これまで注目されなかった多くの側面からそのリベラリズムの特徴を描き出している。これはメディアについても言える。これまでよく知られていた新聞・雑誌ばかりでなく、教科書のようにこれまで注目されることの少なかったメディアが採り上げられているし、『国聞報』のようによく知られていたメディアについても、これまで採り上げられなかった側面からの研究が行われている。中華民国憲法の制定過程に関しては、政治思想的な面と法学的な面の両面からの研究が掲載されている。レットテル貼り

先行して客観的な分析が少なかった中国の国家主義派についての研究もある。しかし、本書を読めば、その研究はただ緒に就いたばかりであることがわかる。この先、研究が進むことで、中国のリベラリズム像を見渡すための視界はまだまだ大きく開けてくることだろう。

このような中国リベラリズムの多様さと粘り強さ、奇妙な表現であることを承知の上で書くと「リベラリズムが社会のあちらこちらに根を張っている」という実態を見ると、逆に、ではどうして中国リベラリズムは十分に成功しなかったのかという疑問が大きくなる。

これに対しては、ある程度の答えを二つの方向から出せると思う。

一つは、これまでよく言われて来たとおり、それが郷村（農村）社会に根づくことができなかつたことと軍をコントロールできなかつたことだろう。けっきょく、その二つを両方とも押さえた中国共産党が中国大陸部の支配を手にすることになる。だが、フランスであれ日本であれ、どの国の自由主義も（または立憲主義も）最初から軍や農山村を押さえることはできなかつた。それを、中国の自由主義にだけ、清末から民国期まで、長くとも五〇年、もう少し短くとると光緒新政の開始から満洲事変までの三〇年足らずの間に達成するように求めるのは厳しすぎるようにも思う。

もう一つの答えは、果たしてほんとうに失敗したのか、という問い返しである。「党治」のかけ声が高かつた一九三〇年代、じつは大学教育ではニューディールと親和的なリベラルの政治学が教えられていた。また、最初に述べたように、また、本書久保論文（第一五章）が明らかにしているように、中華人民共和国はリベラルの少なくない部分の期待を担いつつ成立したし、反右派闘争まではこれらのリベラルが一定の役割を果たしている。リベラルと対峙し

た国民党・国民政府にもじつはリベラルな思想の持ち主が多くいた。台湾でも胡適派のリベラルが『自由中国』を拠点に活動を続けていた。それは、台湾が「自由主義陣営」の一員であることをとくにアメリカ合衆国に対してアピールし続けなければならないという事情があったからではある。しかし『自由中国』は一九五〇年代半ばからは国民党政権批判を強め、最後には複数政党制構想を打ち出して弾圧される。けっしてたんなる「飾りもの」ではなかった——国民党政権は「飾りもの」であって欲しいと願ったかも知れないけれど。本書の小野寺論文（第一〇章）で採り上げられた国家主義グループも、国民党とともに台湾に移ったことで、国民党と同じ強権政党のように位置づけられてきたが、本来、この派は国民党・共産党の一方支配に反対の立場だった。冷戦体制下でも、一九四〇年代までのリベラルの活動は、一九五〇年代末までは海峡兩岸で一定の影響力を持ちつつけるのである。さらに、台湾の民主化に、抗戦期の厳しい状況の下でのリベラルの粘り強い活動の成果である中華民国憲法の存在が有利に働いたことは、金子論文（第一四章）に見たとおりである。

だが、この問いには、やっぱり失敗してるじゃないか、という回答も可能である。消極的自由を受け入れた敵復は、少なくとも同時代の中国に政治的自由を実現することについては消極的だった。新文化運動期・五四運動期でさえ、王奇生論文（第二二章）や楊貞徳論文（第七章）が明らかにするように、個人主義の尊重はすぐに「しかし社会はより重要だ」という方向に向かってしまい、やがて、中国人は「一盤散沙（ばらばらの砂）」だから自由よりも団結が重要だという孫文の主張との親和性を持つようになってしまう。孫文の主張は、その没後、軍指導者の蒋介石によってさらに一党支配を正当化する論拠に使われることになる。さらに、水羽論文（第一三章）が明らかにしているように、中国社会の変革が必要だ、という議論も、どの階級も変革の担い手としてまったく期待できない（だから変革が

必要なのだが」という認識によって行き詰まってしまう。この知識人の民衆に対する強い不信任は、一部を除いて多くのリベラルに共通して見られるように思える。それは、先に挙げた、自由主義が鄉村に根づけなかったという問題へとつながっていく。

ともかく、中国リベリズムが成功できなかったことを知っている、それどころか、中国にリベリズムがあったことすら知らない状況で、中国リベリズムの「脆弱」さを指摘するのは容易である。だが、そう指摘した人びとは、今度は自分が「では、あなたがいまいる場のリベリズムは脆弱じゃないんですか？」と問い返されることを覚悟しなければならぬと私は思う。実際、大学と学問の自由の問題（第四章）、メディアと言論抑圧の問題（第一章、第二章）などを見るまでもなく、清末・民国中国のリベリズムが直面した課題は、私たちがいま直面している問題、いつ直面するかわからない問題と地続きである。本書のいたるところで指摘されている個人と国家と社会の関係は、状況は異なるにしても、私たちがいま直面している問題である。個人主義の重要さを認める立場から一挙に「滅私奉公」へと傾いてしまう危うさは、私たちにとって他人ごとなのだろうか？ リベリズムはどうすれば維持することができるか、どうすればよりよいリベラルな社会を造れるかという課題は、もしかすると、嚴復、梁啓超、胡適などといった人々以上に、いまの日本社会の知識人が真摯に考えなければならぬ問題なのかも知れないと思う。